

令和 6 年 5 月 7 日

市政記者クラブ 様

住宅都市局都市計画部都市計画課
(担当：森本、高橋 TEL972-2711)

土地利用計画の見直し素案（用途地域等）に関する公聴会の開催の中止について

土地利用計画の見直し素案（用途地域等）に関する公聴会の開催を中止することとなりましたので、お知らせします。

記

1 開催を中止する公聴会

「土地利用計画の見直し素案（用途地域等）に関する公聴会」

(1)開催日時 令和 6 年 5 月 25 日（土） 午後 1 時 30 分～

(2)開催場所 名古屋都市センター 11階ホール

名古屋市中区金山町一丁目 1 番 1 号 金山南ビル内

2 公聴会の開催を中止する理由

都市計画に関する公聴会規則（平成 13 年名古屋市規則第 115 号）第 4 条第 2 項に基づく公聴会に出席して意見を述べようとする者の申立てがないため、同規則第 5 条第 5 項の規定に基づき、土地利用計画の見直し素案（用途地域等）に関する公聴会の開催を中止します。

(参考)

○都市計画に関する公聴会規則

平成13年8月3日

規則第115号

改正 令和2年規則第123号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき市が行う公聴会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公聴会の開催)

第2条 市長は、法第15条第1項及び法第87条の2第1項の規定により都市計画の案を作成しようとする場合において、その基本的事項について広く住民の意見を反映する必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

(開催の手続)

第3条 市長は、公聴会を開催しようとするときは、公聴会の期日の3週間前までに、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 公聴会の日時及び場所
- (2) 都市計画の種類
- (3) 都市計画の案の概要（以下「案の概要」という。）の縦覧場所
- (4) その他公聴会の開催に関し必要な事項

2 市長は、前項の公告の日から2週間案の概要を公衆の縦覧に供するものとする。

(意見を述べようとする者の申立て)

第4条 本市の区域内に住所を有する者及び利害関係人は、公聴会に出席して意見を述べることができる。

2 前項の規定により意見を述べようとする者は、前条第2項の縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を、市長に提出しなければならない。

(公述人の選定等)

第5条 市長は、前条第2項の規定により書面を提出した者のうち、同趣旨の意見を有する者が多数あるときは、公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）を選定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、前条第2項の規定により書面を提出した者以外の者を公述人として指名することができる。

3 市長は、公聴会の運営上必要があると認めるときは、あらかじめ、公述人に対し、その発言時間を制限することができる。

4 市長は、公聴会の期日の5日前までに、公述人に対し、次の各号に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 公聴会の日時及び場所
- (2) 前項の規定により発言時間を制限する場合はその旨及び発言時間
- (3) その他市長が必要と認める事項

5 前条第2項の規定に基づく申立てがない場合は、公聴会の開催を中止し、その旨速やかに公告するものとする。

(議長)

第6条 公聴会は、市長の指名する者が議長として主宰する。

(公述人の発言)

第7条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2 議長は、公述人の発言が案の概要の範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があったときは、公述人に対し、その発言を制限し、又は退場を命ずることができる。

(質疑)

第8条 議長は、公述人に対して質疑することができる。

2 公述人は、議長に対して質疑することができない。

(公聴会の秩序維持)

第9条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(記録の作成)

第10条 市長は、公聴会の記録を作成しなければならない。

2 前項の規定による記録には、次の各号に掲げる事項を記載し、議長が署名しなければならない。

- (1) 公聴会の日時及び場所
- (2) 都市計画の種類
- (3) 案の概要
- (4) 出席した公述人の住所及び氏名
- (5) 公述人が述べた意見の要旨

(令2規則123・一部改正)

(見解書の作成)

第11条 市長は、公述人が述べた意見に対する見解書を作成しなければならない。

2 市長は、見解書を、前条の規定により作成した記録と併せて、公述人に送付するものとする。

3 市長は、記録及び見解書を作成したときは、その旨並びに当該記録及び見解書の縦覧場所を公告するものとする。

4 市長は、前項の公告の日から2週間記録及び見解書を公衆の縦覧に供するものとする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、公聴会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年規則第123号)

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。